

工事請負契約の変更について(都市計画道路宮上横山線道路改良工事(橋梁上部工))

令和4年9月30日相模原市議会定例会9月定例会議において議案第106号として議決を経て契約し、令和5年8月2日地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行った工事請負契約(都市計画道路宮上横山線道路改良工事(橋梁上部工))について、履行期限「本契約締結の日から480日以内」を「本契約締結の日から870日以内」に変更する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

#### 提案の理由

橋りょう新設に係る河川管理者との協議に時間を要したこと並びに橋りょう下部工において当該協議結果に基づく護岸の復旧工事に時間を要することとなったこと及び現場の地質条件に合わせて仮設工法の変更を行ったことに伴い、本工事の施工に必要な橋りょう下部の完成が遅れることから工事期間の延長が必要となった。

このため、履行期限の延長をいたしたく提案するものである。

# 案内図



## 凡例

—— 工事場所

議案第132号関係資料(その2)

都市計画道路宮上横山線道路改良工事(橋梁上部工)請負契約の概要

工事の場所	相模原市緑区東橋本4丁目1294番1地先から東京都町田市小山町4263番7地先まで	
契約の相手方	横浜市西区花咲町6丁目145番地 角藤・明真共同企業体 代表者 株式会社角藤横浜支店 支店長 山岸 京一	
本契約締結年月日	令和4年9月30日	
契約金額	367,162,400円	
	変更前の履行期限	変更後の履行期限
	本契約締結の日から480日以内 (令和6年1月19日)	本契約締結の日から870日以内 (令和7年2月14日)

損害賠償額の決定について  
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

甲 2, 7 3 7, 7 9 0 円

乙 3, 2 5 7, 0 7 8 円

丙 2, 1 9 8, 9 8 0 円

2 被害者

甲 市内在住者

乙 市内在住者

丙 市内在住者

3 事故の概要等

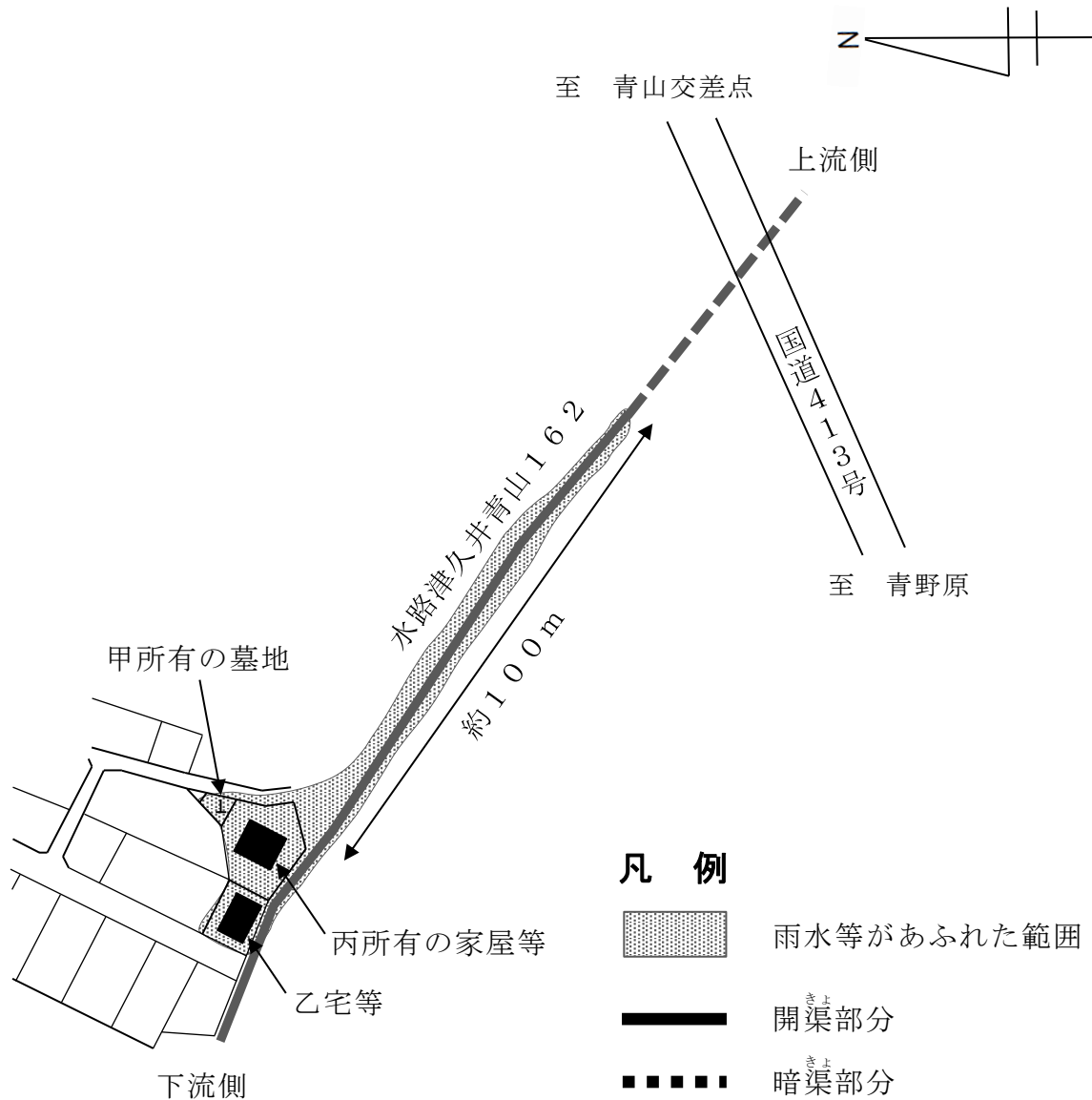
令和 5 年 6 月 2 日から 3 日未明までの間に、令和 5 年台風第 2 号の接近に伴う豪雨により、相模原市緑区青山の市が管理する水路津久井青山 1 6 2 に大量の雨水が流れ込んだ際、当該水路の流路が堆積した土砂により塞がれていたことから、土砂を含む大量の雨水が当該水路からあふれ出し、甲が所有する墓石等、乙の住宅等及び丙が所有する家屋等を破損させたものである。

(本市の責任割合 1 0 0 %)

提案の理由

市が管理する水路の管理<sup>かし</sup>瑕疵による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



2 相手方の被害

- 甲 墓石、墓誌、五輪塔等の破損
- 乙 宅地への雨水等流入及び家屋の一部、エアコン室外機等の破損
- 丙 宅地への雨水等流入及び家屋の一部、自動車、エアコン室外機等の破損

3 損害賠償額等

- 甲 2,737,790円
- 乙 3,257,078円

(このうち2, 243, 552円については、東京海上日動火災保険株式会社が乙に対して保険契約に基づく保険金を支払ったことにより、乙の有する損害賠償請求権を取得していることから、同社に対して支払うものである。)

丙 2, 198, 980円

(このうち871, 740円については、損害保険ジャパン株式会社が丙に対して保険契約に基づく保険金を支払ったことにより、丙の有する損害賠償請求権を取得していることから、同社に対して支払うものである。)

計 8, 193, 848円

字の区域の変更について

本市の字の区域を別表のとおり変更する。

なお、変更の日は、花ヶ谷戸地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日とする。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

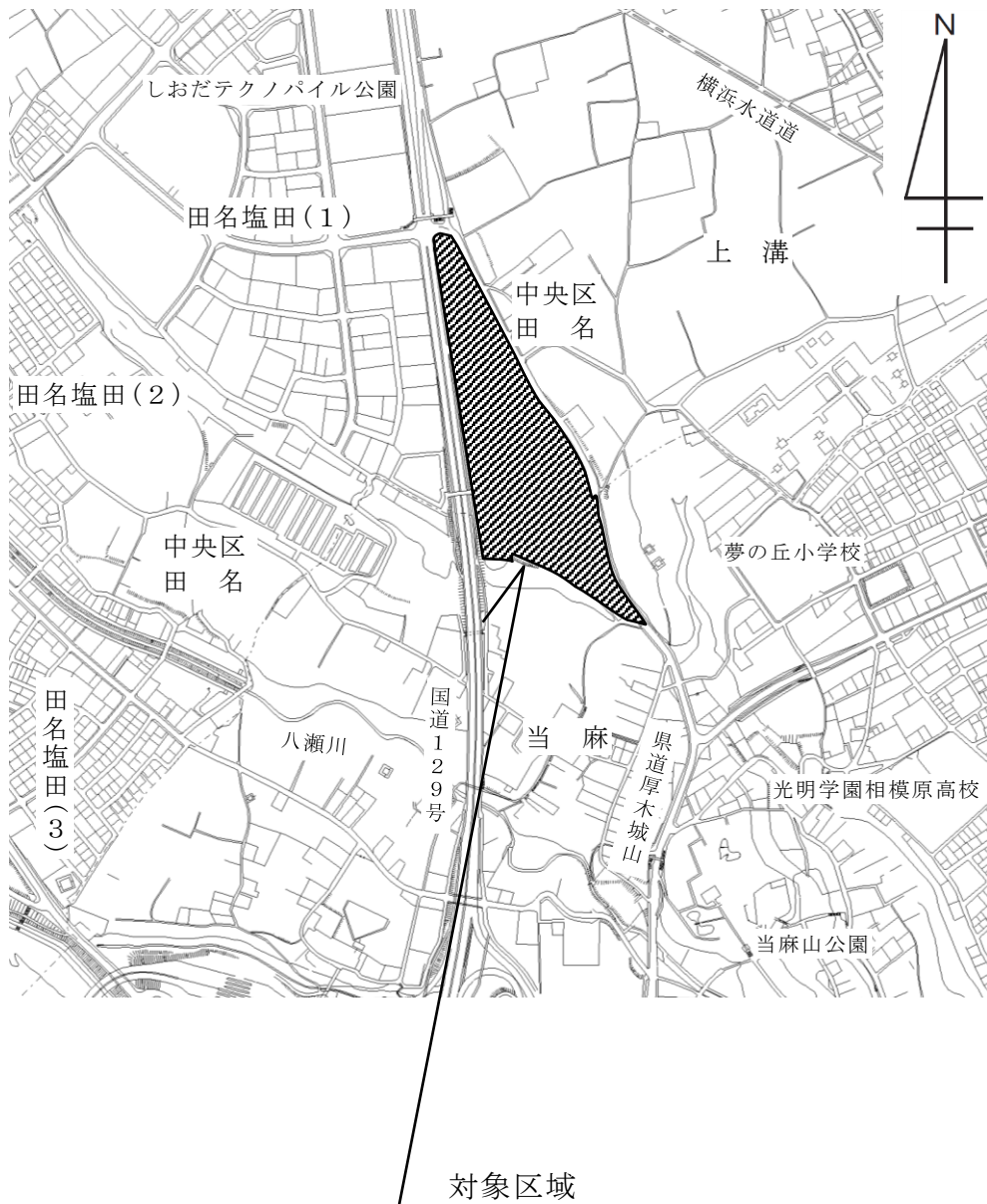
花ヶ谷戸地区土地区画整理事業に係る換地処分に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により提案するものである。

別表

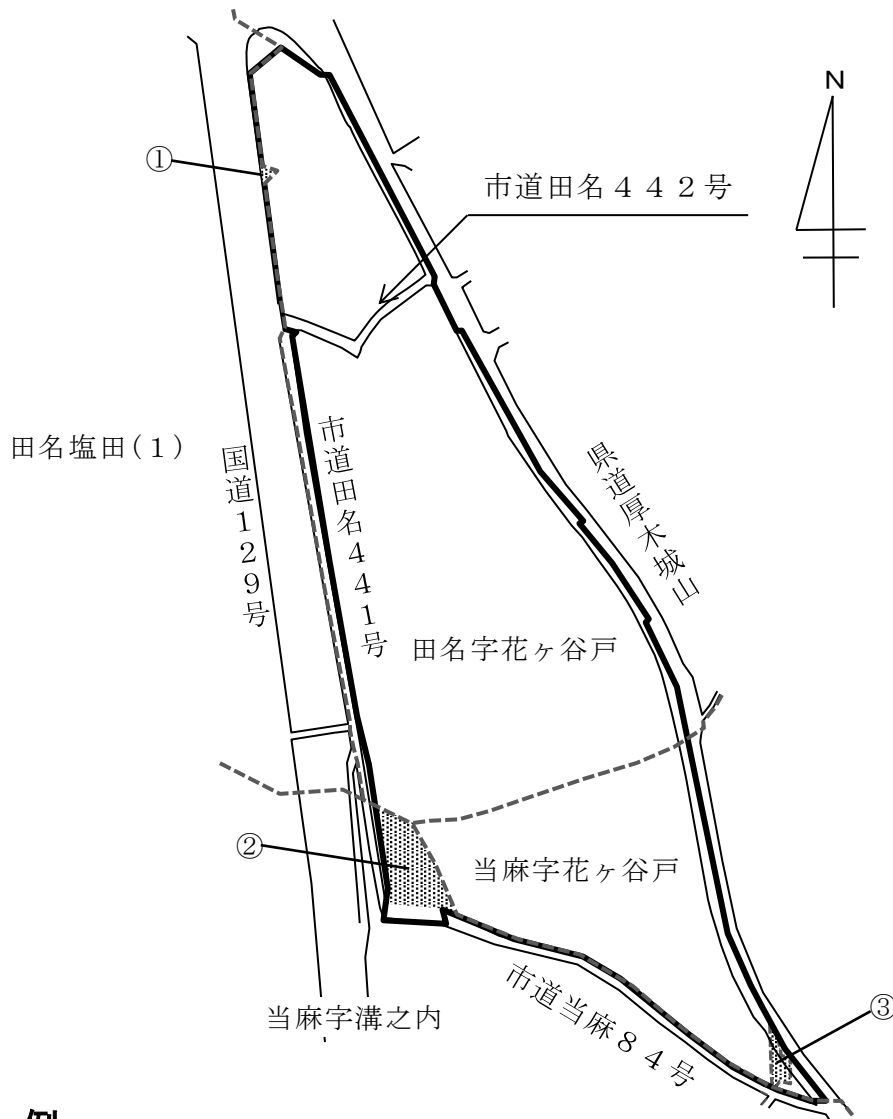
字の区域の変更調書		
区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	町名等	地番
中央区田名 字花ヶ谷戸	中央区田名 塩田1丁目	10410の2の一部、10410の2に隣接する 道路である公有地の一部
南区当麻字 花ヶ谷戸	南区当麻字 溝之内	361の5の一部、418の1の一部、420の 1、420の2の一部、421の1、421の2、 436

備考 上記の土地の表示は、令和5年10月19日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

# 案内図



# 区域変更図



## 凡 例

-----	字 界
————	対 象 区 域
■	字の区域変更部分

① 中央区田名塩田1丁目から中央区田名字花ヶ谷戸に変更する区域

②、③ 南区当麻字溝之内から南区当麻字花ヶ谷戸に変更する区域

指定管理者の指定について(相模原市立市民健康文化センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号  
名称 さがみはら健文パートナーズ
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第135号関係資料(その1)

さがみはら健文パートナーズの概要

1 構成員

静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号

静岡ビル保善株式会社

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
静岡ビル保善株式会社	昭和41年5月2日 設立
コナミスポーツ株式会社	昭和48年3月14日 設立 令和2年3月1日 株式会社コナミスポーツライフと合併

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
静岡ビル保善株式会社	役員 8名 従業員 1,254名	20,000千円
コナミスポーツ株式会社	役員 11名 従業員 4,706名	100,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
静岡ビル保善株式	ア 不動産管理業 イ 清掃業 ウ 清掃用品の製造販売 エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく業務 オ 建築物及び附属設備の維持管理

会社	カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理 キ 警備業 ク 建築工事業 ケ 電気工事業 コ 損害保険代理店業 サ 飲食店業
コナミスポーツ株式会社	ア スポーツ施設の経営及び運営受託 イ スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設、保育所及び有料老人ホームの経営 ウ スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導 エ 地域支援事業及び地域子育て支援事業並びに学校支援事業 オ レストラン、飲食店、喫茶店、遊戯場施設及び宿泊施設の経営 カ 各種スポーツ指導者の養成及びあっせん キ 温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営 ク 各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ビデオの鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習会及びスポーツツアーの企画及び運営 ケ 広告宣伝の企画、展示及び装飾 コ 一般雑誌、書籍及び会員情報誌の編集及び出版

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
静岡ビル保善株式会社	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 静岡県富士水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) ウ 藤枝市民大洲温水プール、藤枝市民西益津温水プール及び藤枝勤労者体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ※ ア及びイについては、共同企業体の構成員としての

	指定管理者(アについては、平成26年4月から)
コナミスポーツ株式会社	<p>ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 豊島区雑司が谷体育館の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 墨田区両国屋内プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横浜国際プールの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

さがみはら健文パートナーズ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年7月25日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月10日(参加数 6団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月26日から同年8月25日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
市民健康文化センター運営共同事業体	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

#### (4) 選考

令和5年10月4日に、相模原市立市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、民間事業者1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	40	26
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	40	28
	自主事業	40	30
	利用者ニーズ	20	15
	維持管理計画	40	30
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	40	30
	適正な管理・経理	20	13
小計		300	215
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	24
	指定管理料の削減	40	24
	利益の還元	20	20
	小計	100	68
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	43
合計		460	326

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、276点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

市民健康文化センター運営共同事業体	322
-------------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(460点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
さがみはら健文パートナーズ	70.8
市民健康文化センター運営共同事業体	70

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立北市民健康文化センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立北市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 北市民健康文化センター運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

北市民健康文化センター運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 東京都江東区大島1丁目9番8号  
 株式会社フクシ・エンタープライズ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和58年4月27日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 96名	
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 8名	資本金 50,000千円
	従業員 1,856名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社フクシ・ エンタープライズ	ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営 イ 健康増進施設の管理・運営 ウ 温浴施設の管理・運営 エ スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導 カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導 キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売 ク 運動機器等の保守点検業務 ケ 建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検 コ 水質検査業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。 )

	<p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者 (アについては平成21年4月から、イ及びウについては平成26年4月から)</p>
<p>株式会社フクシ・ エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者 (平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定 管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 北区立元気ぶらざ及び北区志茂老人いこいの家の指 定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 多摩市立総合体育館及び多摩市体育施設の指定管理 者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

北市民健康文化センター運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年7月25日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月11日(参加数 3団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月26日から同年8月25日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年10月4日に、相模原市立北市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、民間事業者1名、市職員1名) 計4名

##### イ 評価基準・評価結果

- (ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点
------	----	----

事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	40	26
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	40	26
	自主事業	40	28
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	40	26
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	40	28
	適正な管理・経理	20	13
	小計	300	204
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	28
	指定管理料の削減	40	24
	利益の還元	20	20
	小計	100	72
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	12
	小計	60	42
合計		460	318

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、276点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(460点)を100点満点に換算した場合の得点は、69.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立男女共同参画推進センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立男女共同参画推進センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区橋本6丁目2番1号  
名称 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの概要

1 設立年月日

平成15年10月10日

2 規模

(1) 職員数等 役員18名、職員19名

(2) 資産の総額 1,450,297円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業

イ 男女共同参画に関する研究及び情報の収集・提供事業

ウ 男女共同参画を目指す団体の活動及びネットワーク支援事業

エ 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者(平成16年4月から現在に至る。)

## 相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況がおおむね良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月31日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月4日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月27日から同年8月31日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年10月4日に、相模原市立男女共同参画推進センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	60	45
	自主事業	40	28
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	20	14
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	40	28
	適正な管理・経理	20	13
	小計	300	213
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	10
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	4
	小計	60	26
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	8
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	35
合計		420	274

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、236点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(420点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(淵野辺公園アイススケート場他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 銀河アリーナ運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 提案の理由

淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

銀河アリーナ運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号

株式会社パティネレジャー

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社パティネレジャー	昭和51年1月13日 設立
	平成24年1月4日 株式会社パティネ商会と合併し、株式会社レジャーインダストリーから株式会社パティネレジャーに改称
	平成27年6月16日 有限会社レジャーと合併
美津濃株式会社	大正12年7月19日 設立

### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 96名	
株式会社パティネレジャー	役員 7名	資本金 85,000千円
	従業員 92名	
美津濃株式会社	役員 8名	資本金 26,137,417千円
	従業員 2,173名	

### 4 事業概要等

#### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社パティネレジャー	ア スポーツ施設及び娯楽施設の設計施工 イ 同上施設の管理請負及び経営 ウ 同上施設に係る管工事、とび・土木工事及び建築工事の施工請負 エ 同上施設に設置又は備え置く機械器具及び営業用備品の販売及びリース オ 食堂の経営及び飲料水の販売 カ 不動産の賃貸及び管理 キ 発電並びに電気の供給及び販売 ク アからキまでに附帯又は関連する一切の業務
	ア 各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売

美津濃株式会社	及び輸出入
	イ 運動競技場の設計、監理及び工事請負
	ウ 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース業
	エ ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買
	オ 各種スポーツスクールの経営
	カ スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれらの入場券の販売あつせん
	キ 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業
	ク スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鶉野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)
	ウ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)
	エ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

	<p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者 (アについては平成21年4月から、イについては同年6月から、エについては平成26年4月から)</p>
株式会社パティネレジャー	<p>ア 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成24年1月から(株式会社パティネ商会としては平成21年6月から)現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 茅野市運動公園国際スケートセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
美津濃株式会社	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 千代田区立九段生涯学習館及び千代田区立スポーツセンターの指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 宮代町総合運動公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定 管理者の選考について

### 1 選考理由

銀河アリーナ運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月30日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年10月3日に、淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名) 計4名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員3名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	15	12
	管理運営方針	15	10
	地域活性化	15	11
	計画事業(自主事業を除く。)	45	30
	自主事業	45	30
	利用者ニーズ	45	24
	維持管理計画	45	24
	人員配置	15	9
	安全管理及び緊急時の対応	30	22
	適正な管理・経理	15	10
	小計	285	182
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	15	9
	指定管理料の削減	15	9
	利益の還元	15	15
	小計	45	33
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	15	12
	団体の管理能力	30	20
	労働環境の適正性	15	9
	小計	60	41
合計		390	256

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、234点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(390点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広  
場
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 総合体育館グループ運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広  
場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244  
条の2第6項の規定により提案するものである。

総合体育館グループ運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 川崎市幸区堀川町580番地  
 株式会社明治スポーツプラザ  
 東京都江東区大島1丁目9番8号  
 株式会社フクシ・エンタープライズ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社明治スポーツプラザ	平成2年7月5日 設立
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和58年4月27日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 96名	

株式会社明治スポーツプラザ	役員 6名 従業員 942名	資本金 100,000千円
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 8名 従業員 1,856名	資本金 50,000千円

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社明治スポーツプラザ	<p>ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営</p> <p>イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルティング業務</p> <p>ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務</p> <p>エ 運動プログラムの提供及び指導</p> <p>オ 食堂・喫茶の経営</p> <p>カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売</p> <p>キ スポーツ用品、旅行用バッグ等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売</p> <p>ク スポーツトレーニング器具類の販売</p> <p>ケ 不動産の賃貸及び管理</p> <p>コ 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業者代理業</p>

株式会社フクシ・ エンタープライズ	<p>ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営</p> <p>イ 健康増進施設の管理・運営</p> <p>ウ 温浴施設の管理・運営</p> <p>エ スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務</p> <p>オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導</p> <p>カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導</p> <p>キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売</p> <p>ク 運動機器等の保守点検業務</p> <p>ケ 各種イベント会場の管理・運営及び事務局業務</p> <p>コ 道路・公園・建築物の清掃</p> <p>サ 建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検</p> <p>シ 水質検査業務</p>
----------------------	---

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	<p>ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(ア及びイについては平成26年4月から、ウについては平成21年4月から)</p>
	<p>ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平</p>

<p>株式会社明治スポーツプラザ</p>	<p>成 26 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成 19 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>エ 大阪市立浪速屋内プール及び大阪市立浪速スポーツセンターの指定管理者(平成 26 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、イ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社フクシ・エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成 26 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成 21 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>エ いわて盛岡ボールパークの指定管理者(令和 5 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者の選考について

1 選考理由

総合体育館グループ運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月29日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和5年10月3日に、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名) 計4名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 3 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	1 5	1 2
	管理運営方針	1 5	1 2
	地域活性化	1 5	1 1
	計画事業(自主事業を除く。)	4 5	3 0
	自主事業	4 5	3 0
	利用者ニーズ	4 5	3 3
	維持管理計画	4 5	3 3
	人員配置	1 5	9
	安全管理及び緊急時の対応	3 0	2 2
	適正な管理・経理	1 5	9
	小計	2 8 5	2 0 1
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	1 5	1 0
	指定管理料の削減	1 5	9
	利益の還元	1 5	1 5
	小計	4 5	3 4
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	1 5	1 2
	団体の管理能力	3 0	2 0
	労働環境の適正性	1 5	6
	小計	6 0	3 8
合計		3 9 0	2 7 3

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、234点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(390点)を100点満点に換算した場合の得点は、70点である。

指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立総合水泳場
- 2 指定管理者  
所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号  
名称 相模原市立総合水泳場未来へつなぐ共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立総合水泳場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

相模原市立総合水泳場未来へつなぐ共同事業体の概要

1 構成員

静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号

静岡ビル保善株式会社

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

相模原市中央区横山3丁目6番19号

一般社団法人相模原市水泳協会

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
静岡ビル保善株式会社	昭和41年5月2日 設立
コナミスポーツ株式会社	昭和48年3月14日 設立 令和2年3月1日 株式会社コナミスポーツライフと合併
一般社団法人相模原市水泳協会	令和4年4月1日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
静岡ビル保善株式会社	役員 8名 従業員 1,254名	20,000千円
コナミスポーツ株式会社	役員 11名 従業員 4,706名	100,000千円
一般社団法人相模原市水泳協会	役員 5名	—

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要

<p>静岡ビル保善株式会社</p>	<p>ア 不動産管理業  イ 清掃業  ウ 清掃用品の製造販売  エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく業務  オ 建築物及び附帯設備の維持管理  カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理  キ 警備業  ク 建築工事業  ケ 電気工事業  コ 損害保険代理店業  サ 飲食店業</p>
<p>コナミスポーツ株式会社</p>	<p>ア スポーツ施設の経営及び運営受託  イ スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設、保育所及び有料老人ホームの経営  ウ スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導  エ 地域支援事業及び地域子育て支援事業並びに学校支援事業  オ レストラン、飲食店、喫茶店、遊戯場施設及び宿泊施設の経営  カ 各種スポーツ指導者の養成及びあっせん  キ 温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営  ク 各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ビデオの鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習会及びスポーツツアーの企画及び運営  ケ 広告宣伝の企画、展示及び装飾  コ 一般雑誌、書籍及び会員情報誌の編集及び出版</p>
<p>一般社団法人相模</p>	<p>ア 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業  イ 水泳及び水泳競技に関する技術の調査及び研究  ウ 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催、指導者の養成及び地域グループの育成</p>

原市水泳協会	エ 水泳及び水泳競技に関する地域における法人及び団体との連携 オ 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催 カ 水泳競技に関する競技役員の養成 キ その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
--------	--

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
静岡ビル保善株式会社	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 静岡県富士水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) ウ 藤枝市民大洲温水プール、藤枝市民西益津温水プール及び藤枝勤労者体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ※ ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(アについては、平成26年4月から)
コナミスポーツ株式会社	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 豊島区雑司が谷体育館の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) ウ 墨田区両国屋内プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 横浜国際プールの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。) ※ ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 相模原市立総合水泳場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

相模原市立総合水泳場未来へつなぐ共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月3日(参加数 7団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
さがみはらグリーンプール運営共同事業体	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

#### (4) 選考

令和5年10月3日に、相模原市立総合水泳場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名) 計4名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員3名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	15	12
	管理運営方針	15	11
	地域活性化	15	12
	計画事業(自主事業を除く。)	45	39
	自主事業	45	36
	利用者ニーズ	45	36
	維持管理計画	45	36
	人員配置	15	10
	安全管理及び緊急時の対応	30	24
	適正な管理・経理	15	10
小計		285	226
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	15	9
	指定管理料の削減	15	9
	利益の還元	15	15
	小計	45	33
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	15	12
	団体の管理能力	30	18
	労働環境の適正性	15	9
	小計	60	39
合計		390	298

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、234点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
----	----

さがみはらグリーンプール運営共同事業体	287
---------------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(390点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
相模原市立総合水泳場未来へつなぐ共同事業体	76.4
さがみはらグリーンプール運営共同事業体	73.5

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市民会館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市民会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号  
名称 ギオン・アクティオ・コンティグループ
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市民会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第141号関係資料(その1)

ギオン・アクティオ・コンティグループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

相模原市南区相模大野3丁目1番7号

株式会社コンティ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
アクティオ株式会社	昭和62年2月27日 設立
株式会社コンティ	平成3年4月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,158名	46,720千円
アクティオ株式会社	役員 7名 従業員 1,413名	99,000千円
株式会社コンティ	役員 4名 従業員 84名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)

株式会社ギオン	<p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運營業</p> <p>エ 一般貨物の梱包に関する業務</p> <p>オ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>カ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>キ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 美術館、博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務</p> <p>イ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営及び事務局に関する業務</p> <p>ウ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計監理の受託業務</p> <p>エ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営及び実施</p> <p>オ 商品開発及びその販売促進に関する企画及び実施</p> <p>カ 労働者派遣業務</p> <p>キ 社員教育及び訓練の企画及び実施</p> <p>ク 総合警備保障業務</p> <p>ケ ビルメンテナンス業</p>
	<p>ア 建物の保守、管理、整備及び清掃業務</p> <p>イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく環境衛生管理、空気環境の測定、飲料水の水質検査、ねずみ、昆虫等の有害動物の防除並びに建築物及び飲料水貯水槽の清掃及び消毒業務</p> <p>ウ マンション及びビル管理業</p>

株式会社コンティ	エ ビルメンテナンス業 オ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務 カ 会社経営及び建物管理組合に係る帳簿の記帳、整理及び決算に関する業務 キ コンピュータを利用した各種計算業務及び情報サービスの提供 ク 集金代行業務 ケ 警備業 コ 駐車場の管理及び経営
----------	---

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) エ 町田市小野路公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) オ 多摩市立市民活動・交流センターの指定管理者(令和3年7月から現在に至る。) ア、イ、エ及びオについては、共同企業体の構成員としての指定管理者 ウについては、平成26年4月から平成31年3月まで共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。) ウ 南足柄市文化会館の指定管理者(平成27年4月か

<p>アクティオ株式会社</p>	<p>ら現在に至る。)</p> <p>エ 横浜市西地区センター及び西公会堂の指定管理者 (平成28年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 流山市おおたかの森ホールの指定管理者(平成31年3月から現在に至る。)</p> <p>ア、ウ、オについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社コンティ</p>	<p>相模原市民会館の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第141号関係資料(その2)

### 相模原市民会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

ギオン・アクティオ・コンティグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月29日から同年8月31日まで

イ 説明会 令和5年7月6日(参加数 10団体)

ウ 現地見学会 令和5年7月10日(参加数 8団体)

エ 申請の受付 令和5年7月31日から同年8月31日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

令和5年10月2日に、相模原市民会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	4 0	3 8
	管理運営方針	2 0	1 7
	地域活性化	2 0	1 7
	計画事業(舞台芸術公演事業)(自主事業を除く。)	4 0	3 2
	計画事業(市民の自主的な活動の支援に関する事業並びに人材の育成及び地域コミュニティの活性化やにぎわい創出に寄与する事業)(自主事業を除く。)	2 0	1 5
	自主事業	2 0	1 5
	利用者ニーズ	2 0	1 6
	維持管理計画	2 0	1 7
	人員配置	2 0	1 6
	安全管理及び緊急時の対応	2 0	1 5
	適正な管理・経理	2 0	1 5
	小計	2 6 0	2 1 3
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 8
	指定管理料の削減	2 0	1 2
	利益の還元	2 0	1 2
	小計	8 0	5 2
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	4 0	3 4
	団体の管理能力	4 0	3 4
	労働環境の適正性	2 0	1 4
	小計	1 0 0	8 2
合計		4 4 0	3 4 7

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、264点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(440点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号  
名 称 公益財団法人相模原市民文化財団
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

### 1 設立年月日等

平成元年4月28日 設立

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

### 2 規模

(1) 職員数等 役員11名、職員35名

(2) 基本財産 100,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

#### (2) 公の施設の管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホールはしもとの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成18年4月から平成26年3月まで)

エ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定  
管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月29日から同年8月31日まで
- イ 説明会 令和5年7月6日(参加数 10団体)
- ウ 現地見学会 令和5年7月6日(参加数 3団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月31日から同年8月31日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和5年10月2日に、相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	36
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	18
	計画事業(舞台芸術公演事業)(自主事業を除く。)	40	36
	計画事業(市民の自主的な活動の支援に関する事業並びに人材の育成及び地域コミュニティの活性化やにぎわい創出に寄与する事業)(自主事業を除く。)	20	18
	自主事業	20	15
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	20	18
	人員配置	20	16
	安全管理及び緊急時の対応	20	17
	適正な管理・経理	20	16
	小計	260	220
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	30
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	20
	小計	80	62
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	30
	団体の管理能力	40	34
	労働環境の適正性	20	16
	小計	100	80
合計		440	362

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、264点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(440点)を100点満点に換算した場合の得点は、82.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区相模大野4丁目4番1号  
名称 公益財団法人相模原市民文化財団
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

### 1 設立年月日等

平成元年4月28日 設立

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

### 2 規模

(1) 職員数等 役員11名、職員35名

(2) 基本財産 100,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

#### (2) 公の施設の管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホールはしもとの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成18年4月から平成26年3月まで)

エ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

## 議案第143号関係資料(その2)

### 杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月29日から同年8月31日まで
- イ 説明会 令和5年7月6日(参加数 10団体)
- ウ 現地見学会 令和5年7月10日(参加数 3団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月31日から同年8月31日まで(申請数 2団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ヤオキン・協栄共同企業体	東京都足立区足立4丁目28番10号

##### (4) 選考

令和5年10月2日に、杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	30
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	16
	計画事業(舞台芸術公演事業)(自主事業を除く。)	40	32
	計画事業(市民の自主的な活動の支援に関する事業並びに人材の育成及び地域コミュニティの活性化やにぎわい創出に寄与する事業)(自主事業を除く。)	20	16
	自主事業	20	15
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	20	17
	人員配置	20	16
	安全管理及び緊急時の対応	20	17
	適正な管理・経理	20	18
	小計	260	207
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	32
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	20
	小計	80	64
管理能力			
内	団体の経営状況	40	32
	団体の管理能力	40	34

訳	労働環境の適正性	20	16
	小計	100	82
合計		440	353

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、264点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ヤオキン・協栄共同企業体	316

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(440点)を100点満点に  
換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市民文化財団	80.2
ヤオキン・協栄共同企業体	71.8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立あじさい会館他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

名称 ギオン・アクティオ・コンティグループ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第144号関係資料(その1)

ギオン・アクティオ・コンティグループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

相模原市南区相模大野3丁目1番7号

株式会社コンティ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
アクティオ株式会社	昭和62年2月27日 設立
株式会社コンティ	平成3年4月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,158名	46,720千円
アクティオ株式会社	役員 7名 従業員 1,413名	99,000千円
株式会社コンティ	役員 4名 従業員 84名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)

株式会社ギオン	<p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>キ スポーツ施設の運営及び管理業務</p> <p>ク 警備業</p> <p>ケ 清掃業</p> <p>コ 社会や地域に根ざした環境の保全及び創造に寄与する事業</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託</p> <p>イ 美術館、博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務</p> <p>ウ 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務</p> <p>エ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営及び事務局に関する業務</p> <p>オ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営及び実施</p> <p>カ 労働者派遣業務</p> <p>キ 社員教育及び訓練の企画及び実施</p> <p>ク 総合警備保障業務</p> <p>ケ ビルメンテナンス業</p> <p>コ 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテルその他宿泊施設の経営</p>
	<p>ア 建物の保守、管理、整備及び清掃業務</p> <p>イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく環境衛生管理、空気環境の測定、飲料水の水質検査、ねずみ、昆虫等の</p>

株式会社コンティ	<p>有害動物の防除並びに建築物及び飲料水貯水槽の清掃及び消毒業務</p> <p>ウ 土木工事、建築工事、設備工事、大工工事、左官工事、とび、土工及びコンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル、れんが及びブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事並びに清掃施設工事の設計、施工、監理及び請負</p> <p>エ ビルメンテナンス業</p> <p>オ 清掃用品、受変電装置、配線装置、冷暖房空気調整装置、給排水装置、消防防災装置、清掃装置、水道材料、衛生設備、事務用品、制御用コンピュータ装置及び附属器具の販売</p> <p>カ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務</p> <p>キ 警備業</p> <p>ク 労働者派遣事業</p> <p>ケ 駐車場の管理及び経営</p> <p>コ 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく指定管理者としての公共施設の管理運営業務</p>
----------	---

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	<p>ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p>

株式会社ギオン	<p>エ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア及びウからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p> <p>※ イについては、平成26年4月から平成31年3月まで共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 板橋区立中台ふれあい館の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)</p> <p>エ 中央区立桜川敬老館、中央区立浜町敬老館及び中央区立勝どき敬老館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては、令和2年4月から)</p>
株式会社コンティ	<p>相模原市民会館の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>※ 共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の選考について

1 選考理由

ギオン・アクティオ・コンティグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月25日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月29日(参加数 9団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月25日まで(申請数 3団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ヤオキン・協栄共同企業体	東京都足立区足立4丁目28番10号
静岡ビル保善株式会社	静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号

(4) 選考

令和5年9月28日に、相模原市立市民福社会館指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった3団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学准教授1名、相模原市老人クラブ連合会

代表者1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	16
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	40	28
	計画事業(自主事業を除く。)	60	45
	自主事業	20	15
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	40	28
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	20	14
	適正な管理・経理	20	14
小計		280	202
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	指定管理料の削減	40	24
	利益の還元	20	20
	小計	80	56
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	20	15
	労働環境の適正性	20	14
	小計	60	45
合計		420	303

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、252点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ヤオキン・協栄共同企業体	299
静岡ビル保善株式会社	286

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(420点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・アクティオ・コンティグループ	72.1
ヤオキン・協栄共同企業体	71.1
静岡ビル保善株式会社	68.0

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区松が丘1丁目23番1号  
名称 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の概要

### 1 設立年月日

平成6年4月1日

### 2 規模

(1) 職員数等 役員9名、職員75名

(2) 資産の総額 458,302,193円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 第二種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 相談支援事業の経営

(ウ) 移動支援事業の経営

イ 公益を目的とする事業

(ア) 地域障害者施設支援事業

(イ) 障害者地域就労援助センター事業

(ウ) 障害者就業・生活支援センター事業

(エ) 発達障害支援センター就労支援事業

(オ) 基幹相談支援センター等事業

(カ) 障害者相談支援キーテーション事業

(キ) 手話通訳者等養成事業

(ク) 障害者一時ケア事業

(ケ) 相模原市立けやき体育館の管理・経営

(コ) 障害者余暇活動支援事業

(サ) 無料職業紹介事業

#### (2) 公の施設の管理実績

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

## 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の 指定管理者の選考について

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす社会福祉法人相模原市社会福祉事業団(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

##### ア 相模原市立障害者支援センター松が丘園

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

##### イ 相模原市立けやき体育館

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

#### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 令和5年7月11日

イ 説明会 令和5年7月11日

ウ 申請の受付 令和5年7月28日から同年8月28日まで

#### (3) 選考

令和5年10月6日に、相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原

市立けやき体育館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、候補団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学准教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	34
	管理運営方針	20	13
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	80	68
	自主事業	20	15
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	20	13
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	20	12
	適正な管理・経理	20	12
小計		300	223
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	36
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	24
	団体の管理能力	40	26
	労働環境の適正性	40	26

	小計	120	76
	合計	480	335

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、69.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

### 1 設立年月日等

昭和37年6月14日 設立

昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

### 2 規模

(1) 職員数等 役員13名、職員96名

(2) 基本財産 206,578,471円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

エ 相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹

園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

※ イ及びウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては平成26年4月から、ウについては平成21年4月から)

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの  
指定管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月26日から同年8月31日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月7日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月31日から同年8月31日まで(申請数 2団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ギオン・アクティオグループ	相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

(4) 選考

令和5年10月5日に、相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(公認会計士)及び委員(新磯地区自治会連合会代表者1名、新磯地

区老人クラブ連合会代表者1名、相模の大風文化保存会代表者1名、市職員1名) 計5名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	14
	管理運営方針	20	15
	地域活性化	40	26
	計画事業(自主事業を除く。)	60	39
	自主事業	20	14
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	40	26
	人員配置	20	13
	安全管理及び緊急時の対応	20	12
	適正な管理・経理	20	13
	小計	280	185
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	16
	指定管理料の削減	20	20
	利益の還元	20	20
	小計	60	56
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	12
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	14
	小計	60	40
合計		400	281

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・アクティオグループ	272

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	70.2
ギオン・アクティオグループ	68

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者  
所在地 大和市柳橋5丁目3番地1  
名称 社会福祉法人県央福祉会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 社会福祉法人県央福祉会の概要

### 1 設立年月日

昭和58年1月14日

### 2 規模

(1) 職員数等 役員9名、職員1,853名

(2) 資産の総額 2,819,204,230円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 第二種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 相談支援事業の経営

(ウ) 地域活動支援センターの経営

(エ) 移動支援事業の経営

(オ) 障害児通所支援事業の経営

イ 公益を目的とする事業

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業

(イ) 障害者自立生活アシスタント派遣事業

(ウ) 障害者就業・生活支援センター事業

#### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 横浜市中山みどり園の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)

ウ 川崎市御幸日中活動センターの指定管理者(平成23年4月から令和3年3月まで)

エ 綾瀬市障害者自立支援センターばらの里の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

オ 綾瀬市障害者自立支援センター希望の家の指定管理者(平成24年4月か

ら現在に至る。)

## 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の選考 について

### 1 選考理由

社会福祉法人県央福社会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月26日から同年8月28日まで

イ 説明会 令和5年7月11日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月28日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年10月6日に、相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学准教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名)  
計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	4 0	3 2
	管理運営方針	2 0	1 4
	地域活性化	2 0	1 2
	計画事業(自主事業を除く。)	4 0	3 0
	自主事業	2 0	1 2
	利用者ニーズ	4 0	2 4
	維持管理計画	2 0	1 3
	人員配置	2 0	1 2
	安全管理及び緊急時の対応	2 0	1 2
	適正な管理・経理	2 0	1 1
	小計	2 6 0	1 7 2
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	2 0	1 2
	利益の還元	2 0	1 2
	小計	4 0	2 4
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	4 0	2 4
	団体の管理能力	4 0	2 0
	労働環境の適正性	4 0	2 4
	小計	1 2 0	6 8
合計		4 2 0	2 6 4

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、252点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(420点)を100点満点に換算した場合の得点は、62.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立津久井障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区下九沢2617番地1  
名称 株式会社アプニス
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 株式会社アプニスの概要

### 1 設立年月日

平成27年2月24日

### 2 規模

(1) 従業員数等 役員2名、従業員22名

(2) 資本金 1,000,000円

### 3 事業概要

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく就労継続支援B型事業

(2) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業

(3) 障害者総合支援法に基づくグループホームの経営

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく大工工事業

(5) 建設業法に基づく型枠工事業

(6) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく古物商

(7) 飲食店の経営

(8) 前各号に附帯する一切の業務

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

株式会社アプニス(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年7月13日から同年9月8日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月28日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 令和5年8月9日から同年9月8日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和5年10月10日に、相模原市立津久井障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学准教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	28
	管理運営方針	20	12
	地域活性化	20	12
	計画事業(自主事業を除く。)	40	32
	自主事業	20	12
	利用者ニーズ	40	24
	維持管理計画	20	12
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	20	12
	適正な管理・経理	20	12
	小計	260	168
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	36
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	24
	団体の管理能力	40	24
	労働環境の適正性	40	24
	小計	120	72
合計		440	276

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、264点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(440点)を100点満点に換算した場合の得点は、62.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区与瀬998番地1  
名称 特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

**特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの概要**

**1 設立年月日等**

平成21年12月14日 設立

平成23年3月17日 特定非営利活動法人湘北福祉会から特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに改称

**2 規模**

(1) 職員数等 役員9名、職員10名

(2) 資産の総額 10,272,953円

**3 事業概要等**

**(1) 事業概要**

ア 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

**(2) 公の施設の管理実績**

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月26日から同年8月28日まで
- イ 説明会 令和5年7月12日(参加数 1団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月28日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和5年9月29日に、相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(大学准教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名)  
計4名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員3名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	30	22
	管理運営方針	15	9
	地域活性化	15	9
	計画事業(自主事業を除く。)	60	44
	自主事業	15	9
	利用者ニーズ	30	20
	維持管理計画	15	9
	人員配置	15	9
	安全管理及び緊急時の対応	15	9
	適正な管理・経理	15	9
小計		225	149
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	15	12
	指定管理料の削減	15	9
	利益の還元	15	9
	小計	45	30
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	30	18
	団体の管理能力	30	18
	労働環境の適正性	30	18
	小計	90	54
合計		360	233

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、216点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(360点)を100点満点に換算した場合の得点は、64.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
- 2 指定管理者  
所在地 埼玉県行田市行田22番10号  
名称 株式会社サンワックス
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 株式会社サンワックスの概要

### 1 設立年月日

昭和46年2月1日

### 2 規模

(1) 従業員数等 役員7名、従業員1,052名

(2) 資本金 50,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 建物内外の清掃業務

イ 警備保安業務

ウ 電気・空調・給排水衛生設備の工事及び保守運転管理

エ 公共施設の維持・管理に関する事務の受託

オ 植栽・造園関連事業

カ 公共料金の徴収に関わる検針及び収納代行業務

キ 消防設備の保守管理・点検及び設置改修工事

ク 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度における公  
の施設の管理運営

ケ レジャー施設・スポーツ施設・文化ホール及び文化施設の管理・運営

#### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者(令和4年4月から現在に至る。)

イ 上戸田地域交流センター及び戸田市立図書館上戸田分館の指定管理者(平成27年9月から現在に至る。)

ウ 横浜市港北公会堂の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)

エ 横浜市都筑公会堂の指定管理者(令和2年4月から現在に至る。)

オ 板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者(令和2年4月から現在に至る。)

※ イからエまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

株式会社サンワックス(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月25日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月6日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月21日から同年8月25日まで(申請数 5団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ヤオキン商事株式会社	東京都足立区足立4丁目28番10号
株式会社ギオン	相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
静岡ビル保善株式会社	静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号
特定非営利活動法人津久井福社会	相模原市緑区中野277番地2

#### (4) 選考

令和5年10月3日に、相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった5団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(相模湖地区自治会連合会代表者)及び委員(相模湖地区老人クラブ連合会代表者1名、税理士1名、相模湖地域包括支援センター代表者1名、市職員1名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	25	25
	管理運営方針	50	48
	地域活性化(自主事業で評価する内容を除く。)	25	24
	計画事業(自主事業を除く。)	75	69
	自主事業	50	44
	利用者ニーズ	25	22
	維持管理計画	25	22
	人員配置	25	22
	安全管理及び緊急時の対応	25	22
	適正な管理・経理	25	22
小計		350	320
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	25	22
	指定管理料の削減	25	25
	利益の還元	25	25
	小計	75	72
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	25	24
	団体の管理能力	25	20
	労働環境の適正性	25	19
	小計	75	63

合計	500	455
----	-----	-----

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ヤオキン商事株式会社	431
株式会社ギオン	415
静岡ビル保善株式会社	386
特定非営利活動法人津久井福祉会	268

(ウ) 申請のあった5団体について、配点の合計(500点)を100点満点に  
換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社サンワックス	91
ヤオキン商事株式会社	86.2
株式会社ギオン	83
静岡ビル保善株式会社	77.2
特定非営利活動法人津久井福祉会	53.6

指定管理者の指定について(相模原市立勤労者総合福祉センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者  
所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号  
名称 日本環境マネジメント株式会社
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 日本環境マネジメント株式会社の概要

### 1 設立年月日等

昭和49年12月25日 設立

平成16年11月1日 埼玉環境保全株式会社から日本環境マネジメント株式会社  
に改称

### 2 規模

(1) 従業員数等 役員6名、従業員1,574名

(2) 資本金 30,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 指定管理者事業に関する一切の業務

イ ビル及び工場の清掃、維持及び管理

ウ 国又は地方公共団体が行う、ちらし広告、情報誌、ポスター等の掲示その他これらに類するものの情報、案内等の業務の維持管理

エ 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用

オ 劇場、運動施設、託児所、スタジオ及び貸ホールの経営

カ 事務職、技術職等の人材派遣

キ ファシリティ・マネジメント

ク 公園、緑地等施設及び設備の運営管理及び清掃

ケ 普通地方公共団体又は特別地方公共団体からの業務委託請負業

コ 普通地方公共団体又は特別地方公共団体からの業務委託に関連するコンサルタント業務

#### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 熊谷市勤労青少年ホーム、熊谷市熊谷勤労者体育センター及び熊谷市立勤労会館の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)

イ 京都府立山城勤労者福祉会館の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)

ウ 明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターの指定管

- 理者(平成30年4月から現在に至る。)
- エ 堺市立勤労者総合福祉センターの指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)
- オ 京都府立中丹勤労者福祉会館の指定管理者(令和4年4月から現在に至る。)
- カ 伊丹市立労働福祉会館、伊丹市立中央公民館及び伊丹市青少年センターの指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)

## 相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

日本環境マネジメント株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月20日から同年8月21日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月5日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月19日から同年8月21日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	相模原市緑区西橋本5丁目4番20号

#### (4) 選考

令和5年9月11日に、相模原市立勤労者総合福祉センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(厚生労働省職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	18
	管理運営方針	40	30
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	40	32
	自主事業	20	17
	利用者ニーズ	20	16
	維持管理計画	40	26
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	14
小計		260	195
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	28
	指定管理料の削減	20	20
	利益の還元	20	20
	小計	80	68
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	17
	団体の管理能力	20	17
	労働環境の適正性	20	15
	小計	60	49
合計		400	312

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、200点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	302
-------------------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
日本環境マネジメント株式会社	78
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	75.5

指定管理者の指定について(相模原市立産業会館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立産業会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区中央3丁目12番3号  
名称 公益財団法人相模原市産業振興財団
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立産業会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 公益財団法人相模原市産業振興財団の概要

### 1 設立年月日等

平成4年8月21日 設立

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

### 2 規模

(1) 職員数等 役員9名、職員10名

(2) 基本財産 200,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 中小企業の経営の安定と発展に向けた事業

イ 産業人材の確保・育成事業

ウ 国際化の促進や情報の収集発信に関する事業

エ 創業及び新事業創出の支援に関する事業

オ 地域経済の振興に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) 公の施設の管理実績

相模原市立産業会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

## 相模原市立産業会館の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月29日(参加数 1団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月26日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年9月15日に、相模原市立産業会館指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、神奈川県職員1名、商工会職員1名) 計4名

##### イ 評価基準・評価結果

- (ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点
------	----	----

事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	30
	管理運営方針	40	30
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	40	32
	自主事業	80	48
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	40	28
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	16
	小計	340	241
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	20
	小計	80	58
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	15
	団体の管理能力	20	16
	労働環境の適正性	20	15
	小計	60	46
合計		480	345

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区鳥屋750番地  
名称 有限会社鳥居原
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第153号関係資料(その1)

有限会社鳥居原の概要

1 設立年月日

平成16年11月25日

2 規模

(1) 従業員数等 役員5名、従業員22名

(2) 資本金 3,010,000円

3 事業概要等

(1) 事業概要

- ア 農林産物の販売
- イ 加工食品の販売
- ウ 地域の伝統技術等を活かした土産物の販売
- エ 飲食店の経営
- オ 農林産物の直営店の管理運営業務
- カ アからオまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)

## 相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者の選考について

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす有限会社鳥居原(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

農業者が構成員の過半を占め、かつ、地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の申請の受付等

- ア 申請要項の配布 令和5年6月15日から同月30日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月3日
- ウ 申請の受付 令和5年7月26日から同年8月25日まで

#### (3) 選考

令和5年9月4日に、相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、候補団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員1名)  
計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	16
	管理運営方針	40	30
	地域活性化	40	32
	計画事業(自主事業を除く。)	20	16
	自主事業	40	30
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	20	12
	人員配置	20	15
	安全管理及び緊急時の対応	20	13
	適正な管理・経理	20	13
	小計	260	190
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	40	24
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	13
	団体の管理能力	20	13
	労働環境の適正性	20	14
	小計	60	40
合計		360	254

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、216点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(360点)を100点満点に換算した場合の得点は、70.5点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川ふれあい科学館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立相模川ふれあい科学館
- 2 指定管理者  
所在地 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビル南館9階  
名称 株式会社江ノ島マリンコーポレーション
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 株式会社江ノ島マリンコーポレーションの概要

### 1 設立年月日等

昭和27年7月19日 設立

平成16年3月31日 株式会社江ノ島水族館から株式会社江ノ島マリンコーポレーションに改称

### 2 規模

(1) 従業員数等 役員5名、従業員174名

(2) 資本金 68,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

- ア 水族館の経営
- イ 養魚場の経営
- ウ 魚類の販売
- エ 動物園の経営
- オ 自然科学博物館の経営
- カ 水族に関するコンサルタント
- キ 水生生物の疾病の診断治療
- ク 索道事業の経営
- ケ 自動車運送事業の経営
- コ 飲食店の経営
- サ 売店の経営
- シ 不動産の売買・賃貸及び仲介
- ス たばこの販売
- セ アからスまでに附帯する一切の事業

#### (2) 公の施設の管理実績

- ア 相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者(平成26年1月から現在に至る。)
- イ 岐阜県世界淡水魚園水族館の指定管理者(平成16年7月から現在に至る。)

る。)

## 相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

株式会社江ノ島マリンコーポレーション(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月23日まで

イ 申請の受付 令和5年7月20日から同年8月23日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年9月26日に、相模原市立相模川ふれあい科学館指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(NPO法人職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点
事業計画		

内 訳	指定管理者の適性	20	17
	管理運営方針	20	18
	地域活性化	20	16
	計画事業(自主事業を除く。)	60	57
	自主事業	60	54
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	40	28
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	40	30
	適正な管理・経理	20	14
	小計	360	290
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	14
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	14
	小計	60	40
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	18
	団体の管理能力	20	17
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	48
合計		480	378

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(横山公園及び道保川公園)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
横山公園及び道保川公園
- 2 指定管理者  
所在地 横浜市磯子区杉田4丁目5番10号  
名称 横山公園グループパートナーズ
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

横山公園及び道保川公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

横山公園グループパートナーズの概要

1 構成員

横浜市磯子区杉田4丁目5番10号

横浜緑地株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号

株式会社協栄

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
横浜緑地株式会社	昭和49年6月4日 設立 平成8年4月1日 横浜施設管理株式会社から横浜緑地株式会社に改称
株式会社協栄	昭和39年5月1日 設立 平成20年6月4日 協栄ビルメンテナンス株式会社から株式会社協栄に改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
横浜緑地株式会社	役員 5名 従業員 107名	35,000千円
株式会社協栄	役員 8名 従業員 1,126名	97,500千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園工事、土木工事等の設計、施工及び監理 イ 公園、緑地、樹木、芝生等の保全管理及び病虫害防除 ウ 造園緑化関連資材の生産、売買、輸出入及びその代理業

横浜緑地株式会社	<p>エ 公園、緑地、庭園、動植物園、遊園地、ゴルフ場、スポーツ施設、研修・宿泊施設等及びその附帯施設の運営維持管理業務</p> <p>オ 飲食店、売店等の経営及び管理</p> <p>カ 日用品雑貨、衣料品、食料品、酒類及びたばこ等の販売</p> <p>キ アからカまでに附帯する一切の業務</p>
株式会社協栄	<p>ア 総合ビルメンテナンス業務</p> <p>イ 建築物環境衛生管理業務</p> <p>ウ ビル設備総合管理業務</p> <p>エ 保安警備業務及び防災業務</p> <p>オ 造園工事の設計施工及び監理並びに保守点検</p> <p>カ スポーツイベント及び各種イベントの企画、運営及び設営業務</p> <p>キ スポーツ施設の運営管理業務</p> <p>ク スポーツ施設の解体・組立工事の施工及び監理</p> <p>ケ 環境・施設等の有効利用を企画し、監理する業務</p> <p>コ グラウンド整備及び公園緑地の維持管理業務</p>

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
横浜緑地株式会社	<p>ア 横浜市新杉田公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 横浜市岡村公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 小田原市小田原フラワーガーデンの指定管理者(令和3年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横浜市清水ヶ丘公園の指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
	<p>ア 横浜市新横浜公園の指定管理者(平成18年4月か</p>

株式会社協栄

ら現在に至る。)

イ 藤枝市民グラウンドの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

ウ 横浜市清水ヶ丘公園の指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)

※ ア及びウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 横山公園及び道保川公園の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

横山公園グループパートナーズ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会 令和5年6月26日(参加数 9団体)
- ウ 現地見学会 令和5年6月30日(参加数 9団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 3団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ギオン・サカタのタネ グリーンサービスグループ	相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
横山公園グループ運営共同事業体	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

#### (4) 選考

令和5年9月25日に、横山公園及び道保川公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった3団体による提案説

明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	60	48
	自主事業	60	51
	利用者ニーズ	60	45
	維持管理計画	60	51
	人員配置	20	15
	安全管理及び緊急時の対応	40	32
	適正な管理・経理	20	12
	小計	380	299
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	20	20
	利益の還元	20	20
	小計	60	55
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	40	24
	労働環境の適正性	20	8
	小計	80	52
合計		520	406

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、312点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・サカタのタネ グリーンサービスグループ	340
横山公園グループ運営共同事業体	322

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(520点)を100点満点に  
換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
横山公園グループパートナーズ	78.0
ギオン・サカタのタネ グリーンサービスグループ	65.3
横山公園グループ運営共同事業体	61.9

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)、相模台公園及び相模大野中央公園

2 指定管理者

所在地 横浜市磯子区杉田4丁目5番10号

名称 麻溝公園グループパートナーズ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)、相模台公園及び相模大野中央公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

麻溝公園グループパートナーズの概要

1 構成員

横浜市磯子区杉田4丁目5番10号

横浜緑地株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号

株式会社協栄

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
横浜緑地株式会社	昭和49年6月4日 設立 平成8年4月1日 横浜施設管理株式会社から横浜緑地株式会社に改称
株式会社協栄	昭和39年5月1日 設立 平成20年6月4日 協栄ビルメンテナンス株式会社から株式会社協栄に改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
横浜緑地株式会社	役員 5名 従業員 107名	35,000千円
株式会社協栄	役員 8名 従業員 1,126名	97,500千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園工事、土木工事等の設計、施工及び監理 イ 公園、緑地、樹木、芝生等の保全管理及び病虫害防除 ウ 造園緑化関連資材の生産、売買、輸出入及びその代理業

横浜緑地株式会社	<p>エ 公園、緑地、庭園、動植物園、遊園地、ゴルフ場、スポーツ施設、研修・宿泊施設等及びその附帯施設の運営維持管理業務</p> <p>オ 飲食店、売店等の経営及び管理</p> <p>カ 日用品雑貨、衣料品、食料品、酒類及びたばこ等の販売</p> <p>キ アからカまでに附帯する一切の業務</p>
株式会社協栄	<p>ア 総合ビルメンテナンス業務</p> <p>イ 建築物環境衛生管理業務</p> <p>ウ ビル設備総合管理業務</p> <p>エ 保安警備業務及び防災業務</p> <p>オ 造園工事の設計施工及び監理並びに保守点検</p> <p>カ スポーツイベント及び各種イベントの企画、運営及び設営業務</p> <p>キ スポーツ施設の運営管理業務</p> <p>ク スポーツ施設の解体・組立工事の施工及び監理</p> <p>ケ 環境・施設等の有効利用を企画し、監理する業務</p> <p>コ グラウンド整備及び公園緑地の維持管理業務</p>

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
横浜緑地株式会社	<p>ア 横浜市新杉田公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 横浜市岡村公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 小田原市小田原フラワーガーデンの指定管理者(令和3年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横浜市清水ヶ丘公園の指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
	<p>ア 横浜市新横浜公園の指定管理者(平成18年4月か</p>

株式会社協栄

ら現在に至る。)

イ 藤枝市民グラウンドの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

ウ 横浜市清水ヶ丘公園の指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)

※ ア及びウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第156号関係資料(その2)

相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)、相模台公園及び相模大野中央公園の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

麻溝公園グループパートナーズ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会 令和5年6月26日(参加数 9団体)
- ウ 現地見学会 令和5年6月29日(参加数 5団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
麻溝公園グループ運営共同事業体	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

#### (4) 選考

令和5年10月2日に、相模原麻溝公園、相模台公園及び相模大野中央公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請の

あった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	60	51
	自主事業	60	45
	利用者ニーズ	60	48
	維持管理計画	60	48
	人員配置	20	16
	安全管理及び緊急時の対応	40	30
	適正な管理・経理	20	12
	小計	380	294
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	20
	小計	60	47
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	40	26
	労働環境の適正性	20	8
	小計	80	54

合計	520	395
----	-----	-----

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、312点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
麻溝公園グループ運営共同事業体	370

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(520点)を100点満点に  
換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
麻溝公園グループパートナーズ	75.9
麻溝公園グループ運営共同事業体	71.1

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園動物広場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原麻溝公園動物広場
- 2 指定管理者  
所在地 東京都渋谷区代々木神園町3丁目1番地国立オリンピック記念青少年  
総合センター内  
名 称 公益財団法人ハーモニィセンター
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原麻溝公園動物広場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 公益財団法人ハーモニセンターの概要

### 1 設立年月日等

昭和51年12月23日 設立

平成25年4月1日 公益財団法人に移行

### 2 規模

(1) 職員数等 役員9名、職員67名

(2) 基本財産 20,000,000円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の運営

イ ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の受託管理

ウ 教育、福祉、医療等の現場におけるポニー乗馬の普及

エ 川べり環境の整備及び活用の推進並びに社会教育に必要な指導者の養成

オ 国際文化交流及び国際相互交流活動の推進

カ 社会教育に関する調査研究の推進及び研究成果の普及

キ 新聞、雑誌、図書等の刊行及び電子媒体による情報発信

ク 旅行業

ケ 旅館業

コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) 公の施設の管理実績

ア 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 目黒区立碑文谷公園ポニー園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

ウ 板橋区立東板橋公園及び板橋区立徳丸ヶ原公園の指定管理者(令和2年6月から現在に至る。)

## 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

公益財団法人ハーモニィセンター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月30日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社ワールドインテック	福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号

#### (4) 選考

令和5年9月27日に、相模原麻溝公園動物広場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、大学准教授1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	17
	管理運営方針	20	15
	地域活性化	20	17
	計画事業(自主事業を除く。)	60	45
	自主事業	60	48
	利用者ニーズ	60	42
	維持管理計画	60	39
	人員配置	40	30
	安全管理及び緊急時の対応	40	28
	適正な管理・経理	20	13
	小計	400	294
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	13
	指定管理料の削減	20	8
	利益の還元	20	12
	小計	60	33
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	40	30
	労働環境の適正性	20	13
	小計	80	59
合計		540	386

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、324点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

株式会社ワールドインテック	382
---------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(540点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人ハーモニィセンター	71.4
株式会社ワールドインテック	70.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。))他4施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、古淵鵜野森公園、鹿沼公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコート

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

名称 相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同事業体

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、古淵鵜野森公園、鹿沼公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 大阪府大阪府中央区北浜4丁目1番23号  
 美津濃株式会社  
 平塚市真田4丁目39番38号  
 東海体育指導株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
美津濃株式会社	大正12年7月19日 設立
東海体育指導株式会社	昭和54年3月20日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 96名	
美津濃株式会社	役員 8名	資本金

	従業員 2, 173名	26, 137, 417千円
東海体育指導株式会社	役員 5名 従業員 426名	資本金 10, 000千円

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
美津濃株式会社	<p>ア 各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売及び輸出入</p> <p>イ 運動競技場の設計、監理及び工事請負</p> <p>ウ 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース業</p> <p>エ ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買</p> <p>オ 各種スポーツスクールの経営</p> <p>カ スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれらの入場券の販売あっせん</p> <p>キ 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業</p> <p>ク スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務</p>
	ア スイミングクラブの管理経営

東海体育指導株式会社	イ	体育スポーツに関する企画運営
	ウ	スポーツ用品の器具及び機械の販売
	エ	体育施設及び教育施設の清掃業務
	オ	体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備
	カ	労働者派遣事業
	キ	介護及び福祉サービスの提供
	ク	スクールバス等の運行及び送迎サービス
	ケ	催事の企画及び運営
	コ	公園施設の管理、保守及び点検
	サ	レジャー施設の保守及び管理
	シ	ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営
	ス	公衆浴場の企画、運営及び経営
	セ	飲食店の企画、運営及び経営
	ソ	インターネット関連事業
	タ	アからソまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)
	ウ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)
	エ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

	<p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者 (アについては平成21年4月から、イについては同年6月から、エについては平成26年4月から)</p>
美津濃株式会社	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鶴野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 宮代町総合運動公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 京都市西京極総合運動公園プール施設及び西院公園の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
東海体育指導株式会社	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鶴野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、  
古淵鶉野森公園、鹿沼公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニス  
コートの指定管理者の選考について

1 選考理由

相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会 令和5年6月26日(参加数 9団体)
- ウ 現地見学会 令和5年6月27日(参加数 8団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和5年9月25日に、淵野辺公園、古淵鶉野森公園、鹿沼公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	13
	地域活性化	20	13
	計画事業(自主事業を除く。)	60	39
	自主事業	60	39
	利用者ニーズ	60	45
	維持管理計画	60	45
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	40	28
	適正な管理・経理	20	13
小計		380	262
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	14
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	38
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	40	24
	労働環境の適正性	20	14
	小計	80	54
合計		520	354

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、312点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(520点)を100点満点に換算した場合の得点は、68.0点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原スポーツ・レクリエーションパーク他  
2施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び小山公園

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

名称 ギオン・サカタのタネ グリーンサービス・スポーツクラブ相模原グループ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び小山公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第159号関係資料(その1)

ギオン・サカタのタネ グリーンサービス・スポーツクラブ相模原グループ  
の概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

横浜市都筑区仲町台3丁目5番7号第3セキビル

サカタのタネグリーンサービス株式会社

相模原市南区相模大野3丁目16番1号

株式会社スポーツクラブ相模原

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社 ギオンに改称
サカタのタネグリーンサービス株式会社	平成30年4月12日 設立
株式会社スポーツクラブ相模原	平成20年3月6日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,158名	46,720千円
サカタのタネグリーンサービス株式会社	役員 8名 従業員 200名	90,000千円
株式会社スポーツクラブ相模原	役員 8名 従業員 22名	24,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 一般貨物の梱包に関する業務</p> <p>オ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>カ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>キ スポーツ施設の運営及び管理業務</p> <p>ク 警備業</p> <p>ケ 清掃業</p> <p>コ 社会や地域に根ざした環境の保全及び創造に寄与する事業</p>
サカタのタネグリーンサービス株式会社	<p>ア 種子、苗木及び球根の販売に関する事業(生産を除く。)</p> <p>イ 農機具、肥料その他農園芸用品の販売に関する事業(生産を除く。)</p> <p>ウ 花卉<sup>かき</sup>及び青果物の販売に関する事業(生産を除く。)</p> <p>エ 農業用薬剤等の販売に関する事業(生産を除く。)</p> <p>オ 土木工事、造園緑化工事、外構工事、温室工事、農業施設工事等の企画、設計、監理、監修及び請負に関する事業</p> <p>カ 都市計画等に関するコンサルティング事業</p> <p>キ 各種看板及びサインデザインの企画及び制作並びに設計・施工に関する事業</p> <p>ク 環境保全のための研究開発、企画及びコンサルティング事業</p> <p>ケ 公園、遊戯施設、競技場等の運営及び企画管理(運営管理、植栽管理、施設管理等)に関する事業</p>
	<p>ア サッカークラブの運営</p> <p>イ サッカー試合の開催・運営</p>

株式会社スポーツ クラブ相模原	ウ スポーツクラブ及びスポーツ教室の企画・指導・運営及びコンサルティング
	エ スポーツ競技及びスポーツに関する催し物の企画・運営及び管理
	オ サッカーその他のスポーツ選手及び指導員の養成
	カ スポーツ活動に関する調査・研究及び出版業務
	キ スポーツに関する音楽・映像コンテンツ及び放送番組の企画・製作・販売及び賃貸
	ク プロサッカー選手のマネジメント業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	<p>ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 町田市小野路公園、鶴川中央公園及び鶴川1号緑地の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 町田市本町田後田公園の指定管理者(令和5年4月から現在に至る。)</p> <p>※ アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
サカタのタネグリーンサービス株式会社	<p>ア 大和市大和ゆとりの森の指定管理者(令和2年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 平塚市馬入ふれあい公園の指定管理者(令和3年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 神奈川県立相模原公園の指定管理者(令和4年4月から(株式会社サカタのタネとしては平成18年4月から)現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
株式会社スポーツ	相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第2競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウ

クラブ相模原

ンド(令和4年4月から現在に至る。)

※ 共同企業体の構成員としての指定管理者

相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び小山公園の指定管理者の選考について

1 選考理由

ギオン・サカタのタネ グリーンサービス・スポーツクラブ相模原グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(5)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで
- イ 説明会 令和5年6月26日(参加数 9団体)
- ウ 現地見学会 令和5年6月28日(参加数 9団体)
- エ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 2団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
スポレクグループ運営共同事業体	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

(4) 失格

(3)の申請団体は、指定管理料に係る提案額が所定の金額を超えたため、失格となった。

(5) 選考

令和5年10月2日に、相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園及び小山公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体(失格となった申請団体は除く。)による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画		/	
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	15
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	60	48
	自主事業	60	48
	利用者ニーズ	60	36
	維持管理計画	60	48
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	40	28
	適正な管理・経理	20	13
	小計	380	278
収支計画・経費的效果		/	
内 訳	収支計画の妥当性	20	13
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	37
管理能力		/	
内	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	40	30

訳	労働環境の適正性	20	12
	小計	80	62
合計		520	377

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、312点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(520点)を100点満点に換算した場合の得点は、72.5点である。

指定管理者の指定について(峰山霊園及び柴胡が原霊園)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
峰山霊園及び柴胡が原霊園
- 2 指定管理者  
所在地 東京都港区三田4丁目7番27号  
名称 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体の概要

1 構成員

東京都港区三田4丁目7番27号

株式会社日比谷アメニス

東京都港区港南2丁目15番1号品川インターシティーA棟28F

一般財団法人葬務事業振興会

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社日比谷アメニス	昭和46年10月1日 設立 平成3年7月1日 株式会社日比谷花壇造園土木から株式会社日比谷アメニスに改称
一般財団法人葬務事業振興会	平成25年4月1日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社日比谷アメニス	役員 14名 従業員 448名	資本金 300,000千円
一般財団法人葬務事業振興会	役員 5名 従業員 13名	資産の総額 12,229千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園土木、一般土木及び建築工事 イ ゴルフ場建設及び各種競技場工事 ウ 遊園器具及び体育器具設置工事 エ 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務

株式会社日比谷ア メニス	<p>オ 観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び受託運営</p> <p>カ 生花及び商品の企画、開発、販売及びコンサルタント</p> <p>キ 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント</p> <p>ク 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務</p> <p>ケ 広報及びプロモーションに関する企画及びコンテンツ制作に関する業務</p> <p>コ 不動産賃貸に関する事業</p>
一般財団法人葬務 事業振興会	<p>ア 墓地・納骨堂・火葬場等の開設及び運営又は施設管理</p> <p>イ 墓地移転補償調査</p> <p>ウ 公営墓地の調査及び助言又は支援</p> <p>エ 民間霊園の経営補助業務</p> <p>オ 葬祭施設に関する出版物等の電子媒体に関する販売</p> <p>カ 公営墓地の指定管理者制度導入推進活動</p> <p>キ 災害等による墓地・納骨堂・火葬場施設の調査及び復興支援</p> <p>ク その他本法人の目的を達成するために必要な事業</p>

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社日比谷ア メニス	<p>ア 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 横浜市メモリアルグリーン指定管理者(平成28年4月から令和3年3月まで)</p> <p>ウ 木更津市霊園の指定管理者(平成30年4月から令和3年3月まで)</p> <p>※ ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
一般財団法人葬務 事業振興会	<p>峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>※ 共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超えた合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月28日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月28日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月24日から同年8月28日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年9月27日に、峰山霊園及び柴胡が原霊園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員1名)  
計4名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員3名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	1 5	1 2
	管理運営方針	1 5	1 2
	地域活性化	1 5	1 0
	計画事業(自主事業を除く。)	4 5	3 3
	自主事業	4 5	3 0
	利用者ニーズ	4 5	3 3
	維持管理計画	4 5	3 6
	人員配置	1 5	1 0
	安全管理及び緊急時の対応	3 0	2 2
	適正な管理・経理	1 5	9
	小計	2 8 5	2 0 7
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	1 5	9
	指定管理料の削減	1 5	9
	利益の還元	1 5	3
	小計	4 5	2 1
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	1 5	1 5
	団体の管理能力	3 0	2 0
	労働環境の適正性	1 5	6
	小計	6 0	4 1
合計		3 9 0	2 6 9

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、234点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(390点)を100点満点に換算した場合の得点は、68.9点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市市営住宅)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市市営住宅
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区相模大野5丁目29番15号  
名称 さがみはら市営住宅窓口センター
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市市営住宅の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

さがみはら市営住宅窓口センターの概要

1 構成員

相模原市南区相模大野5丁目29番15号

株式会社ビルドアート

東京都武蔵野市西久保1丁目4番10号

株式会社Jーライフ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ビルドアート	平成15年12月25日 設立 平成24年7月2日 有限会社ビルドアートを商号変更し、株式会社に移行
株式会社Jーライフ	平成12年7月21日 設立 平成17年7月20日 株式会社ジェイーライフから株式会社Jーライフに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ビルドアート	役員 2名 従業員 120名	20,000千円
株式会社Jーライフ	役員 1名 従業員 10名	10,000千円

4 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ビルドアート	ア 建築工事業 イ 建築の設計施工 ウ 建築材料の輸出入及び販売 エ 住宅の増改築、建て替え及び住宅リフォーム オ 宅地建物取引業

ト	<p>カ 食品の研究、開発、製造及び販売</p> <p>キ インターネットを利用した各種情報提供サービス</p> <p>ク ホテル、旅館等の宿泊施設の設計、経営及び管理並びにそれらに関するコンサルティング</p> <p>ケ アからクまでに附帯する一切の業務</p>
株式会社 J-ライフ	<p>ア 不動産の賃貸借及び管理業</p> <p>イ 不動産の売買、仲介及び分譲業務</p> <p>ウ 不動産に関するコンサルタント業務</p> <p>エ 損害保険の代理店業</p> <p>オ ビル、マンション、住宅等のメンテナンス業務</p> <p>カ 住宅の増改築、建て替え及び住宅リフォーム業務</p> <p>キ 一般労働者派遣事業</p> <p>ク 特定労働者派遣事業</p> <p>ケ 各種イベントの企画運営</p>

## 相模原市市営住宅の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

さがみはら市営住宅窓口センター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年8月25日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和5年7月4日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 令和5年7月26日から同年8月25日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
共同企業体ウィッツ	相模原市中央区相模原6丁目20番1号ウィッツ西門プラザ

#### (4) 選考

令和5年9月28日に、相模原市市営住宅指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(相模原市住宅審議会委員)及び委員(相模原市住宅審議会委員1名、公認会計士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	60	48
	地域活性化	20	16
	計画事業(自主事業を除く。)	100	95
	自主事業	60	51
	利用者ニーズ	60	51
	維持管理計画	100	80
	人員配置	60	48
	安全管理及び緊急時の対応	60	54
	適正な管理・経理	20	17
小計		560	475
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	16
	小計	60	43
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	15
	団体の管理能力	60	33
	労働環境の適正性	20	13
	小計	100	61
合計		720	579

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

共同企業体ウイッツ	525
-----------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(720点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
さがみはら市営住宅窓口センター	80.4
共同企業体ウイッツ	72.9

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立緑の休暇村センター他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館

2 指定管理者

所在地 相模原市緑区青根1105番地

名称 一般社団法人青根振興協議会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

**一般社団法人青根振興協議会の概要**

**1 設立年月日**

平成20年10月2日

**2 規模**

従業員数等 役員15名、従業員30名

**3 事業概要等**

**(1) 事業概要**

ア 地域振興に関する研究及びイベント開催

イ 地域内の各組織及び団体との連絡協調

ウ 相模原市立青根緑の休暇村「いやしの湯」「休暇村センター」及び「合唱館」の管理運営に関する事業

エ 公共施設の維持管理に関する事業の受託

オ アからエまでのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

**(2) 公の施設の管理実績**

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

## 相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯 及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者の選考について

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす一般社団法人青根振興協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の申請の受付等

- ア 申請要項の配布 令和5年6月19日から同月30日まで
- イ 説明会 令和5年6月22日
- ウ 申請の受付 令和5年7月20日から同年8月21日まで

#### (3) 選考

令和5年9月4日に、相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、候補団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(税理士1名、民間事業者1名、市職員1名)

計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	13
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	20	13
	自主事業	20	13
	利用者ニーズ	20	12
	維持管理計画	20	15
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	20	14
	適正な管理・経理	20	12
	小計	200	134
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	10
	指定管理料の削減	20	20
	利益の還元	20	12
	小計	60	42
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	11
	団体の管理能力	20	12
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	36
合計		320	212

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、192点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(320点)を100点満点に換算した場

合の得点は、66.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立藤野やまなみ温泉)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立藤野やまなみ温泉
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区牧野4231番地5  
名称 藤野やまなみ温泉運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案の理由

相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第163号関係資料(その1)

藤野やまなみ温泉運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市緑区牧野4231番地5

株式会社牧野地域振興協議会

相模原市中央区富士見6丁目6番23号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社牧野地域振興協議会	平成18年9月15日 設立
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社牧野地域振興協議会	役員 11名	資本金 6,000千円
	従業員 38名	
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 96名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社牧野地域振興協議会	ア 藤野やまなみ温泉の管理運営に関する事業 イ 公共施設の維持管理に関する事業の受託 ウ 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催 エ 観光用土産品の販売及びレストランの経営 オ 酒類、清涼飲料水及び陶芸品の販売 カ たばこの販売 キ 農林産物の販売 ク 地域振興及び地域貢献に関する事業 ケ アからクまでに附帯する一切の業務
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社牧野地域振興協議会	相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成19年2月から現在に至る。) ※ 共同企業体の構成員としての指定管理者(平成22年4月から)
公益財団法人相模	ア 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。 )

原市まち・みどり  
公社

エ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

※ アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては平成26年4月から、ウについては平成21年4月から)

## 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

藤野やまなみ温泉運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和5年6月15日から同年7月19日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和5年6月27日(参加数 2団体)
- ウ 申請の受付 令和5年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和5年9月4日に、相模原市立藤野やまなみ温泉に係る緑区役所指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(税理士1名、民間事業者1名、市職員1名)  
計4名

##### イ 評価基準・評価結果

- (ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	18
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	40	34
	計画事業(自主事業を除く。)	20	15
	自主事業	40	34
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	20	13
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	20	14
	適正な管理・経理	20	13
	小計	240	183
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	13
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	37
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	16
	団体の管理能力	20	16
	労働環境の適正性	20	15
	小計	60	47
合計		360	267

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、216点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(360点)を100点満点に換算した場合の得点は、74.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和6年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和6年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和6年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。